

○福岡県警察監察規程

平成2年8月20日

福岡県警察本部訓令第8号

改正 平成12年本部訓令第8号

平成18年本部訓令第32号

平成21年本部訓令第18号

平成24年本部訓令第3号

平成28年本部訓令第18号

福岡県警察監察規程を次のように定める。

福岡県警察監察規程

福岡県警察監察規程（昭和29年福岡県警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）その他別に定めがあるもののほか、福岡県警察における監察について必要な事項を定め、警察業務の実情及び福岡県警察職員（以下「職員」という。）の職務執行並びに服務規律の実態を把握し、警察の能率的な運営及びその規律の保持に資するとともに、業務の刷新及び改善並びに士気の高揚を図ることを目的とする。

（平18本部訓令32・平28本部訓令18・本条一部改正）

（首席監察官及び監察官の職務）

第2条 警務部首席監察官（以下「首席監察官」という。）及び警務部監察官（以下「監察官」という。）の職務は、福岡県警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）又は職員に対して行う次に掲げる事務とする。

- (1) 警察業務運営の適否の監察
- (2) 職員の職務執行の適否の監察
- (3) 職員の服務規律の監察
- (4) 警察施設及び装備品の監察
- (5) 特命事項

2 監察官の担当区分は、別に定めるものとする。

(平12本部訓令8・本条全部改正、平18本部訓令32・平21本部訓令18・

平24本部訓令3・平28本部訓令18・本条一部改正)

(特命担当の監察官)

第3条 監察官のうち1人を特命担当の監察官（以下「特命監察官」という。）とする。

2 特命監察官は、監察官相互の業務を調整するとともに、前条第1項各号に掲げる事務のうち重要な事務を掌理するものとする。

(平12本部訓令8・本条追加、平28本部訓令18・本条一部改正)

(監察官室長の職務)

第4条 警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）の職務は、監察に関する企画とする。

(平12本部訓令8・本条追加、平28本部訓令18・本条一部改正)

(監察の種別)

第5条 監察の種別は、総合監察、随時監察及び特命監察とする。

(平12本部訓令8・旧3条を一部改正し繰下)

(執行官)

第6条 監察を実施する者（以下「執行官」という。）は、警務部長、首席監察官又は監察官のうち、福岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が指名するものとする。

(平18本部訓令32・本条追加、平28本部訓令18・本条一部改正)

(監察実施計画)

第7条 本部長は、毎年度、監察を実施するための計画（以下「監察実施計画」という。）を作成するものとする。

2 監察実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 監察の種別

(2) 監察の実施項目

(3) 監察の対象とする所属

(4) 監察の時期

3 本部長は、監察実施計画を作成したときは、速やかにこれを福岡県公安委員会に報告す

るものとする。

(平 1 8 本部訓令 3 2 ・ 本条追加、平 2 8 本部訓令 1 8 ・ 本条一部改正)

(監察の実施)

第 8 条 執行官は、監察実施計画に従い、監察を実施するものとする。ただし、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため、本部長が特に必要があると認めるときは、その都度、速やかに、実施するものとする。

(平 1 8 本部訓令 3 2 ・ 本条追加)

(総合監察)

第 9 条 総合監察は、所属における警察業務の総合的な運営状況について、実施するものとする。

2 総合監察を実施するときは、次に掲げる事項をおおむね 1 月前までに当該所属の長に通知するものとする。

- (1) 監察日程
- (2) 監察項目
- (3) 監察実施要領
- (4) 提出すべき書類
- (5) 前各号に掲げる事項のほか必要な事項

(平 1 2 本部訓令 8 ・ 旧 4 条を一部改正し繰下、平 1 8 本部訓令 3 2 ・ 旧 6 条を一部改正し繰下、平 2 8 本部訓令 1 8 ・ 本条一部改正)

(随時監察)

第 1 0 条 随時監察は、第 2 条第 1 項各号に掲げる事項について、随時に監察事項を指定して行うものとする。

(平 1 2 本部訓令 8 ・ 旧 5 条を一部改正し繰下、平 1 8 本部訓令 3 2 ・ 旧 7 条を繰下)

(特命監察)

第 1 1 条 特命監察は、本部長の特命事項について行うものとする。

(平 1 2 本部訓令 8 ・ 旧 6 条を繰下、平 1 8 本部訓令 3 2 ・ 旧 8 条を繰下、平 2 8 本部訓令 1 8 ・ 本条一部改正)

(監察実施後の措置)

第12条 執行官は、監察を実施したときは、その結果を本部長（執行官が監察官であるときは、監察官室長を経由して本部長）に報告しなければならない。この場合において、執行官が警務部長又は首席監察官であるときは、監察の結果を監察官室長に通知するものとする。

2 本部長は、監察の実施結果に基づき、総合監察については速やかに、随時監察及び特命監察については必要がある場合に、業務の改善等必要な事項を監察の対象となった所属の長に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた所属の長は、指摘事項について、速やかに必要な措置を採り、その結果を監察官室長を経由して本部長に報告しなければならない。

(平18本部訓令32・本条追加、平28本部訓令18・本条一部改正)

(福岡県公安委員会への報告)

第13条 本部長は、四半期ごとに、監察の実施状況を福岡県公安委員会に報告するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、その都度、速やかに、報告するものとする。

(平18本部訓令32・本条追加、平28本部訓令18・本条一部改正)

(資料の提出等)

第14条 執行官は、職務上必要があるときは、職員に資料の提出を命じ、説明を求め、又は指定した日時及び場所に出頭を求めることができる。この場合において、執行官は、特に必要がある場合のほか、あらかじめ当該職員の属する所属の長に通知するものとする。

(平12本部訓令8・旧8条を一部改正し繰下、平18本部訓令32・旧10条を一部改正し繰下、平28本部訓令18・本条一部改正)

(監察官会議)

第15条 首席監察官は、本部長の諮問に応ずるほか、監察事務の運用及び調整を図るため、監察官会議を開催するものとする。

2 監察官会議は、首席監察官、監察官室長及び専任の監察官をもって構成し、定例日を定めて開催するものとする。ただし、緊急な場合には、臨時会を開催するものとする。

3 首席監察官は、前項に規定する職員以外の者を、必要に応じ会議に出席させることがで

きる。

(平 1 2 本部訓令 8 ・旧 9 条を一部改正し繰下、平 1 8 本部訓令 3 2 ・旧 1 1 条を繰下、平 2 8 本部訓令 1 8 ・本条一部改正)

(拡大監察官会議)

第 1 6 条 首席監察官は、監察事務の効果的な推進を図るため、拡大監察官会議を開催するものとする。

2 拡大監察官会議は、首席監察官、監察官室長及び監察官並びに首席監察官付のうち首席監察官の指定する者をもって構成し、毎月 1 回開催するものとする。ただし、緊急な場合には、臨時会を開催するものとする。

(平 1 2 本部訓令 8 ・本条追加、平 1 8 本部訓令 3 2 ・旧 1 2 条を繰下、平 2 8 本部訓令 1 8 ・本条一部改正)

(監察実施上の留意事項)

第 1 7 条 監察の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 信賞必罰を明らかにすること。
- (3) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (4) 関係者の人権に配慮すること。
- (5) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。
- (6) 秘密を厳守すること。

(平 1 2 本部訓令 8 ・旧 1 0 条を繰下、平 1 8 本部訓令 3 2 ・旧 1 3 条を一部改正し繰下)

(細目的事項)

第 1 8 条 この訓令の実施に必要な細目的事項は、別に定める。

(平 1 2 本部訓令 8 ・旧 1 1 条を繰下、平 1 8 本部訓令 3 2 ・旧 1 4 条を繰下)

附 則

この訓令は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 2 年 3 月 1 日福岡県警察本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成 1 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成１８年１２月８日福岡県警察本部訓令第３２号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成１８年１２月８日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行前に監察に関する規則（平成１２年国家公安委員会規則第２号）の規定により福岡県警察がした計画、実施、報告、措置その他の行為は、この訓令による改正後の福岡県警察監察規程の相当規定により福岡県警察がした計画、実施、報告、措置その他の行為とみなす。

附 則（平成２１年３月３０日福岡県警察本部訓令第１８号）

この訓令は、平成２１年３月３１日から施行する。

附 則（平成２４年２月２８日福岡県警察本部訓令第３号）抄

この訓令は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年４月１日福岡県警察本部訓令第１８号）

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。